

特定複合観光施設区域整備計画審査委員会 設置要綱

令和3年7月20日設置

(設置)

第1条 国土交通大臣は、優れた区域整備計画の認定に当たって、区域整備計画の公平かつ公正な審査を行うとともに、認定区域整備計画の実施の状況について毎年度の評価に当たって、公正性及び透明性を高める観点等から、特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針（令和2年12月18日付け特定複合観光施設区域整備推進本部決定。以下「基本方針」という。）第4の6の規定に基づいて、特定複合観光施設区域整備計画審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(所掌)

第2条 審査委員会は、次に掲げる事項について審議し、その経緯及び結果について国土交通大臣に報告する。

- 一 特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号）（以下「法」という。）第9条第11項（法第10条第4項及び第11条第3項において準用する場合を含む。）に基づく区域整備計画の認定（認定の更新及び変更の認定を含む。）の審査（以下「認定審査」という。）に関する事項
- 二 法第37条第1項に基づく認定区域整備計画の実施の状況についての評価（以下「実施状況評価」という。）に関する事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、特定複合観光施設区域の整備に関し審査委員会として必要な事項

(審査委員会の構成)

第3条 審査委員会の委員は、区域整備計画の審査に必要となる専門的な知識と経験を有し、その職務に関し公正かつ中立な判断をすることができる者として国土交通大臣が任命する者とする。

- 2 審査委員会に委員長を置き、次条に掲げる会議において、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は会務を総理し、審査委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員長は、特段の必要があると認めるときは、委員以外の者をオブザーバー

(随行者を含む。以下同じ。)として出席させることができる。

- 6 オブザーバーは、第2条に規定する審議には参画しない。

(会議)

第4条 第2条の所掌事務に係る会議は委員長の要請に応じて国土交通省観光庁長官が招集し、必要に応じて隨時開催する。

- 2 前項の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ、開催することができない。
- 3 第1項の会議は、非公開とする。ただし、実施状況評価に関する会議については、民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるものを除き、公開する。
- 4 委員は、やむを得ない理由により、第1項の会議に出席できない場合は、議事となる事項について、あらかじめ意見を提出することができる。
- 5 委員長は、議事となった事項の審議の結果を取りまとめる。

(秘密の保持等)

第5条 委員及びオブザーバーとして審査委員会に出席した者は、その職務を通じて知り得た秘密を漏らし、又は自己若しくは他人の利益のために目的外使用してはならない。その立場を退いた後も同様とする。

(庶務)

第6条 審査委員会の庶務は、国土交通省観光庁で総括し、及び処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月20日から施行する。